

保育ルーム「あいりす」 病児保育 利用判断基準

1・受診当日に満たしておく条件

第一条件	1：診断名	今回の症状で医療機関を受診しており、診断が明確である
	2：体温	39度以上の高熱を出していない
	3：食欲	水分摂取・哺乳が可能で、脱水症状がない
	4：消化器症状	嘔吐はほぼ消失し、水様性の下痢ではない

2・第一条件を満たしていて、お預かり可能な診断名

急性鼻咽頭炎	急性気管支炎	感冒	急性中耳炎	手足口病
伝染性紅斑	突発性発疹	ヘルパンギーナ	胃腸炎	溶連菌感染症

3・第一条件 と、 その他の条件を満たす必要がある診断名

ウイルス性嘔吐下痢症 (ノロウイルス・ロタウイルス疑い含む)	嘔吐・下痢が消失し24時間以上経過している
膿痂疹(とびひ)	皮疹が乾燥し、湿潤部位は被覆できる
RSウイルス感染症	チアノーゼを伴ったり、睡眠を障害するような、重症な呼吸症状がない
アデノウイルス感染症	眼の充血・眼脂等の症状が出ていない

4・厚生労働省の登園基準に準ずる診断名

麻疹(はしか)	発疹のピークを越えて、解熱後3日経過
風疹(三日ばしか)	発疹のピークを越えて、解熱後2日経過
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が痂皮化している
流行性耳下腺炎	腫脹後5日間が経過し、経口摂取が可能
百日咳	特有の咳が消失するまで。または、5日間の適切な抗菌性抗生物質製剤による治療が終了するまで
インフルエンザ	発症後4日目で、解熱後48時間経過している
流行性角結膜炎	発症から2週間経過し、症状(眼脂・充血・眼瞼腫脹等)が消失
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状(発熱・咽頭発赤・眼の充血・眼脂)が消退後2日経過
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ症状が軽快後1日経過している

【お問い合わせ先】

自治医科大学 医師・研究者キャリア支援センター
病児保育担当看護師 外線：0285-58-7561
内線：3943